

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	複合機リース料 (7年4月～ 7年12月の9ヶ月分)		
年 月 日	令和 7年 4月 1日～令和 7年12月31日	金 額	7,920 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>リース料 21,120 円 (契約期間 7年1月1日～ 7年12月31日)</p> <p>今回は 7年4月から12月までの9か月分を請求する。</p> <p>リース料 21,120 円 × 9/12ヵ月 = 15,840 円</p> <p>案分し、15,840 円 × 1/2 = 7,920 円 を今回充当する</p> <p>※領収書の原本は 7年 2月整理番号 2- 17 添付</p>	

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15,840 円	1/2 %	7,920 円

参 考

整理番号

2-17

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	複合機リース料 (令和7年1月～令和7年3月の3ヶ月分)		
年 月 日	令和7年2月27日～令和 年 月 日	金 額	2,640 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>リース料 21,120 円 (契約期間令和7年1月1日～令和7年12月31日)</p> <p>今回は令和7年1月から3月までの3か月分を請求する。</p> <p>リース料 21,120 円 × 3/12 ヵ月 = 5,280 円</p> <p>案分し、5,280 円 × 1/2 = 2,640 円 を今回充当する</p> <p>(令和7年4月以降に残金 15,840 円の 1/2 の 7,920 円を充当する)</p>	
D D 7- 2-27	21,120 リコーリース(カ)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	5,280 円	1/2	2,640 円
		%	

参考

再契約内容 リース

ご契約者 四本康久事務所

期間 2025年 1月 1日~2025年12月31日
(再リース 1回目)金額 年額 21,120円
(内消費税 1,920円)
税率10%年額 19,200円 (消費税 1,920円)お支払い 2025年 2月27日
自動振替 <一括払い>口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

■継続・終了手続きに関するお問合せ先■

リコーリース株式会社
登録番号 T7010601037788
カスタマー業務部
東日本満了センター
TEL: 050-1702-4224

■変更に関するお問合せ先■

西日本業務部
契約管理センター
TEL: 06-4799-4400

1AA1007031

2025年 1月14日発行

契約番号

物件情報

物件連番	1	数量	1
物件名	RICOH IM C2500F		
物件番号	625365		
設置先	静岡県富士宮市 四本康久事務所		

以上

物件連番		数量	

物件連番		数量	

物件連番		数量	

*本明細を適格請求書の代替書類として保管下さい。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ごみ・環境ビジョン21 年会費 (令和7年度)		
年月日	25年3月28日~	年月日	金額 3,152円

会の趣旨・目的	「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点に、情報の収集や提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行う
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ごみや環境に関する情報資料の収集 ごみや環境に関する情報誌の発行 ごみや環境に関するセミナー等の開催
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-03-28	23432	A93110011
取扱店	7ジノミヤジヨウホク	
払込口座	00130-1 603521	
払込金額	*3,000 料金 *152	

振替受付票

払込みの証拠となるものは大切に保存して下さい。

料金には含まれていません。(ゆうちょ銀行)

四本康久 様

入金額 *3,152

おつり *0

財布を忘れても大丈夫、ゆうちょよ通帳アプリでらくらくATM入出金!

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類 (団体の会則) 事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,152円	/	
		100%	3,152円

ごみ・環境ビジョン21 会則

(名称)

第1条 本会は、ごみ・環境ビジョン21と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、に置く。

(目的)

第3条 当会は、「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点に、情報の収集や提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)ごみや環境に関する情報資料の収集
- (2)ごみや環境に関する情報紙の発行
- (3)ごみや環境に関するセミナー等の開催
- (4)ごみや環境に関する調査、研究及びその発表
- (5) その他当会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第5条 この会の会員は次の2種類とする。

- (1) 会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った個人・団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った個人・団体とする。

(会議)

第6条 当会の会議は、運営委員で構成された運営委員会とし、これを最高の意思決定機関とする。

(役員)

第7条 当会に、代表、副代表、事務局、会計、監査の役員を置く。役員は運営委員の互選により選任する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. この会則は、2017年4月1日から施行する。
2. 当会の設立当初の運営委員は以下の通りとする。





ようこそ！
ごみ・環境ビジョン21へ
通称 ごみかん



[トップページ](#)

更新 2025年6月28日

検索ツール

ここをクリックして検索ウィンドウに表記されている
gomikan21.comの次にキーワードを入力してください。
詳しい使い方はこちらをクリックしてください。

Facebookもチェック

「いいね」や「フォローする」をクリックすると、
常に表示されるようになります。

[新着情報](#)

[メールニュース](#)

[旧ごみっと・SUN](#)

[newごみっと・SUN](#)

[ごみ大学セミナー](#)

[生ごみリサイクル交流集会](#)

↓旧ごみかんのHPはここをクリックすると閲覧することが出来ます。

[旧ごみかん](#)

[ごみ・環境ビジョン21会則](#)

- [トップページ](#)
- [新着情報](#)
- [メールニュース](#)
- [旧ごみっと・SUN](#)
- [newごみっと・SUN](#)
- [ごみ大学セミナー](#)
- [生ごみリサイクル交流集会](#)
- [旧ごみかん](#)
- [ごみ・環境ビジョン21会則](#)

[トップページ](#)

ごみ・環境ビジョン21は市民からより良い社会を提案していきます

活動方針

1. ごみに関する情報を収集、発信する
2. 「ごみから変える《の目標に向けて、具体的なアクションを組み立てる
3. ごみ・環境に関わる団体、グループ、個人との交流及び共同活動を行う
4. 活動を展開するにあたっては、市民サイドのみでなく、行政、事業者にも働きかける

活動内容

1. newごみっと・SUNの隔月発行
2. ごみ大学セミナーの年2回開催
3. 生ごみリサイクル交流集会in多摩の年1回開催
4. ごみ処理施設など見学会の適時開催

●ごみ・環境ビジョン21 プロフィール

ごみ問題は、ものの生産から消費、廃棄に至るまでの、長い道のりがあり、それぞれの段階で廃棄物の削減が求められています。私たちは東京多摩地域の最終処分場を巡って紛争となった1990年代にごみ問題の深刻さに気付き、1998年5月、ごみ・環境ビジョン21を設立しました。持続可能な循環型社会を目指し、情報紙「ごみっと・SUN《の発行（年6回）市民ごみ大学セミナーの開催（年2回）、生ごみリサイクル交流集会in多摩の開催（年1回）、ホームページやフェイスブック、メールニュースでの情報発信、などの活動を行なっています。

会員募集！！

特典

1. ごみかん発行の情報紙を隔月お届けします。
2. 最新情報満載のメールニュースを毎月未配信します。
3. ごみかん開催のセミナー、交流会等の参加費が半額になります。

ごみ・環境ビジョン21への入会方法

- ▽ 方法① ごみ・環境ビジョン21（担当：井上）まで
お電話、FAX、メールのいずれかで入会希望をお知らせ下さい。
直近のnewごみっと・SUNと郵便払込取扱票をお送りします。
*ご住所、連絡先をお忘れなく。

方法② 郵便局にある払込取扱票で年会費をお振込みください。
通信欄に「入会希望《とご記入ください。
直近のnewごみっと・SUNをお送りします。

口座記号番号 00130-1-603521
口座吊称 ごみ・環境ビジョン21

会費 ①個人会員 3000円/年
②団体会員 6000円/年（ごみっと5部）
③賛助会員 10,000円/年

ごみ・環境ビジョン21

TEL 080-1131-6205 井上
FAX 042-383-1668

★e-mail gomikan21@yahoo.co.jp
★ホームページ <https://gomikan21.com/>

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人富士山自然の森づくり 年会費		
年月日	25年3月28日~	年月日	金額 5000円

会の趣旨・目的	富士山の自然環境保全を図るため自然林人工林の再生等に関する事業を行う。
会の活動内容等	・森林整備による森林再生のための諸活動 ・調査・研究に関する諸活動と自然生態系に関する事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる

<<領収書貼付枠>>

領収証

四本 康久

様 No. 6-30

★ 伍千圓

但 令和7年度正会員年会費として

令和7年 3月28日 上記正に領収いたしました 登録番号

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

T 418-0001
富士宮市万野原新田2901-3
NPO法人 富士山自然の森づくり
TEL/FAX 0544-27-1566

収入印紙

コクヨ ワケ-1097

※ 添付書類：団体の余則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるものである	5000円	100%	5000円

特定非営利活動法人富士山自然の森づくり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山自然の森づくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富士山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に関する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び広地域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業
- (2) 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業
- (3) 啓蒙・普及として講演・シンポジウム、環境教育等を行う自然環境保全に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品不返還)

第12条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 理 事 3名以上 (理事長及び副理事長を含む)

(4) 監 事 1名以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事を兼任することができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(顧問、評議員)

第21条 この法人に顧問、評議員を置くことができる。

- 2 顧問、評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、評議員は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印し、これを保存しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 年度当初の事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をし、これを保存しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出とすることができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する

場合、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、富士宮市に譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、岳南朝日新聞に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正 会 員	1 口	10,000 円
(2) 一般会員	1 口	2,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別

紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

これは現行の定款に相違ない

平成 30 年 5 月 22 日

特定非営利活動法人 富士山自然の森づくり

理事長 仁藤 浪

各位様

令和2年5月27日

年会費改訂の件

コロナの緊急事態宣言が解除されました。感染の恐れが無くなったわけではありませんので気を付けて行かなければならないと思います。

さて、令和2年5月23日（土）に富士宮市立西公民館におきまして総会を開きました。

会報の8ページでお知らせしてきた通り年会費について審議しました。

動議・審議の要点は

1. 設立時に100名の参加者がいたが、広葉樹による森づくりという趣旨を正しく理解し積極的に参加してくれる方による会の運営をしていくということで正会員という制度を作った。
2. 植樹による森づくり活動も少なくなり、時代の変化とともに会員数も減少してきたので、一般会員の会費を下げ参加者数を増やしていきたい。
3. 会費を改定することは金額の問題でなく、会の設立趣旨の理解・運営上の問題であることを十分認識して審議しなければならない。

以上のことを念頭に置いて審議した結果、会の趣旨を理解し支持支援して頂ける一般会員の方が参加しやすい様に、また、正会員として加入し積極的に活動に参加してもらえるようにということで会費を引き下げることに全員の賛同を得て決定いたしました。

正会員年会費 5,000円

一般会員年会費 1,000円

を同封の「通常払込料金加入者負担」の振替払込用紙を使用して6月末までにお支払いをお願いします。

会報は今まで通り発行の都度お送りいたします。

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (4月分)		
年月日	令和7年3月31日~令和 年 月 日	金額	31,275 円

目的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

525-03-31	200	*62,000	ソウキン カ)アサヒケンセツ
625-03-31	200	*550	振込手数料

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	62,550 円	1/2 %	31,275 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士宮国際姉妹都市協会 年会費 (25 年度分)		
年 月 日	25 年 4 月 2 日 ~	年 月 日	金 額 2,000 円

会の趣旨・目的	富士宮市が姉妹都市提携したサンタモニカ市をはじめとする姉妹都市の市民との友好親善を基調として教育、文化、スポーツ等幅広い交流を推進する
会の活動内容等	・国際交流により相互理解を深め、友好関係を促進する ・海外の教育、文化、スポーツ等に関する情報・資料交換
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
07-04-0223319	A93190009	
取扱店	フジノミヤヒカシチョウ	
払込口座	00240-3 12990	
払込金額	*2,000 料金 *0	

振替受付票

払込みの証拠となるものは、大切に保存し、下向きに保存してください。消費税率等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

日 時	金額
07.04.02 12:40	1,299.00
合計	2,000.00

富士宮国際姉妹都市協会
〒413-0292 富士宮市北町13-3
四本 康久 様

入金額 *2,000
おつり *0

税公金支払い (QRコード) ご利用
キャンペーン実施中 (6月末まで)

印紙税申告納付につき難町
税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (協会規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,000 円	100%	2,000 円

富士宮国際姉妹都市協会規約

(名称)

第1条 この会は、富士宮国際姉妹都市協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、富士宮市が姉妹都市提携したサンタモニカ市をはじめとする姉妹都市の市民との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業等幅広い交流を推進し、富士宮市の国際文化都市としての発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流により相互理解を深め、友好関係を促進するための事業
- (2) 海外の教育、文化、スポーツ及び産業等に関する情報、資料の交換等により、市民生活の向上を図るための事業
- (3) その他国際親善に関する事業

(会員の種類及び会費)

第4条 協会の会員の種類及び会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 2,000円
- (2) 団体会員 年額 1口 5,000円
- (3) 法人会員 年額 1口 5,000円

(役員)

第5条 協会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 前会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 理事及び監事は、会員の互選により選出する。

- 2 常任理事は、理事の互選により選出する。
- 3 会長は、常任理事の互選により選出する。
- 4 副会長は、常任理事の中から会長の推薦により選出する。
- 5 前会長は、直前会長がその任にあたる。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、会長が総会において委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理するとともに、総会、理事会及び常任理事会の議長となる。

2 前会長は、会長に会務に関し助言を行い、協会の円滑な運営を図ることに協力する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 常任理事は、事業の企画、立案を行う。

5 理事は、協会の会務を処理する。

6 監事は、協会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次に掲げる事項について協議する。ただし、第3号から第5号までの事項については、常任理事会に委任することができる。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 役員の仕事に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 収支予算及び収支決算に関する事
- (5) その他協会の運営に関する事

3 会長は、前項の規定に基づき常任理事会に委任された事項について、次の総会に報告するものとする。

4 総会の議案は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会及び常任理事会)

第10条 理事会及び常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、理事会及び常任理事会に会長経験者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第11条 協会の事業又はその運営について必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(経費)

第12条 協会の経費は、会費、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協会の事務を処理するため、事務局を富士宮市役所に置くものとする。

(その他の事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定めることができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代「D-file + 年月発行号 」Beacon 年間購読料		
年月日	令和7年4月2日~令和 年 月 日	金額	64,240円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	料金額
07-04-0223319	A93190010	振替受付票	*0
取扱店	取扱い店	振替先	
フジノミヤヒガシヤウ	00100-6	34749	
払込口座	*64,240		

振替受付票

払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管してください。消費税込額が含まれています。(ゆうちょ銀行)

金額	70,000
消費税	5,760
合計	75,760

入金額 *70,000
おつり *5,760

税公金支払い(QRコード)ご利用
キャンペーン実施中(6月末まで)

印紙税申告納付につき趣向
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	64,240円	100%	64,240円

請求書

No. [REDACTED]

2025年04月01日 頁 1

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 登録番号 T3040001000788
 TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額		
1	D-file 2025年4月発行号(3月号)上・下	2	2,640	5,280		
2	D-file 2025年5月発行号(4月号)上・下	2	2,640	5,280		
3	D-file 2025年6月発行号(5月号)上・下	2	2,640	5,280		
4	D-file 2025年7月発行号(6月号)上・下	2	2,640	5,280		
5	D-file 2025年8月発行号(7月号)上・下	2	2,640	5,280		
6	D-file 2025年9月発行号(8月号)合本	1	3,300	3,300		
7	D-file 2025年10月発行号(9月号)上・下	2	2,640	5,280		
8	D-file 2025年11月発行号(10月号)上・下	2	2,640	5,280		
9	D-file 2025年12月発行号(11月号)上・下	2	2,640	5,280		
10	D-file 2026年1月発行号(12月号)上・下	2	2,640	5,280		
11	D-file 2026年2月発行号(1月号)合本	1	3,300	3,300		
12	D-file 2026年3月発行号(2月号)上・下	2	2,640	5,280		
13	Beacon Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号),Vol.105(春号)	4	1,210	4,840		
14						
15						
摘 要		合 計	26	10%対象金額	10%消費税額	税込金額
				58,400	5,840	64,240

振込口座 ミズホ銀行エトカワバン(フ)1327831イマジンシュツパン(カ)



2025年4月からの価格改定のお知らせ

読者のみなさまには日々、【自治体情報誌D-file】および【Beacon Authority実践自治】をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。1990年4月より発刊の本誌は創刊35周年を迎えました。これもひとえに皆様のお陰と感謝申し上げます。

さて、本誌は2025(令和7)年4月発行分より購読料を下のように改定させていただくこといたしました。阪神淡路大震災、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス禍などの社会変動の中でも、自治体政策情報をお届けしてまいりました。昨今、未曾有の資源高騰や円安などにより、新聞購読料、製作費、印刷費、配送費など本誌をお届けするためのコストは大幅に上がりました。これまで製作のDX化や印刷の見直し、諸経費の低減など業務の効率化により実質的な購読料の値上げを抑える努力を払ってまいりました。

しかしながら、今後も自治における確かな情報の提供を継続するためには、購読料の改定をお願いせざるを得ないとの判断に至りました。誠に心苦し限りではございますがご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

皆様のご負担を最小限に抑えた上で、より一層の経営努力を続けてまいります。お客様サービスの充実として今後、【電子版:自治体情報誌D-file】の掲載誌を1年分増やし、過去3年分+当年をご提供してまいります。分権自治の時代を切り拓くイマジン出版に、引き続きのご愛顧を賜りますよう何とぞお願い申し上げます。

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡 幸三

	現在		改定後
自治体情報誌 D-file 上・下号	各 2,475 円 (2,250 円+税)	→	各 2,640 円 (2,400 円+税)
合本(1・8月号)	各 3,080 円 (2,800 円+税)	→	各 3,300 円 (3,000 円+税)
実践自治 Beacon Authority	各 1,100 円 (1,000 円+税)	→	各 1,210 円 (1,100 円+税)
年間購読料 【D-file + Beacon】	60,060 円 (54,600 円+税)	→	各 64,240 円 (58,400 円+税)
半年間購読料 【D-file + Beacon】	30,030 円 (27,300 円+税)	→	32,120 円 (29,200 円+税)

自治体情報誌 D-file および実践自治 Beacon Authority に関することにつきましては、以下までお問い合わせください。

イマジン出版 事業本部

TEL :03-5227-1825 E-mail :imagine@imagine-j.co.jp FAX :03-5227-1826



請求書

2025年 3月31日



四本 康久 様

代表取締役 四本 康久 様
〒101-0061 東京都千代田区西船場3-1-5
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいます様、お願い申し上げます。
登録番号 T6-0100-0107-2305

お客様番号 : お問い合わせ番号 :
お支払い期限 : 25/05/30

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。
- 振込時、上記お客様番号(7ケタ)を入力願います。

お知らせ
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	2,300円

						区分
	◆ 四本 康久 様分					
3005	月刊 廃棄物 2025年4月号	1	部	2,200	2,200	1
1	送料	1		100	100	1
	内消費税等				(209)	

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

適用税率は10%です。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月3日	～令和 年 月 日	金額 2,120円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号: T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(他) 新静岡 25年 4月 3日 9時33分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A58504-033391-131836 確</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号: T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(他) 新富士 25年 4月 3日 19時28分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A58504-033391-132339 確</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	--

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,120 円	100 %	2,120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 4月 7日	～令和 年 月 日	金額 1060 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(白) 新静岡
料金所(至) 新富士
25年 4月 7日 17時24分

通行料金 ¥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A58504-073391-134133

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである。	1060 円	100 %	1060 円

支出証拠書

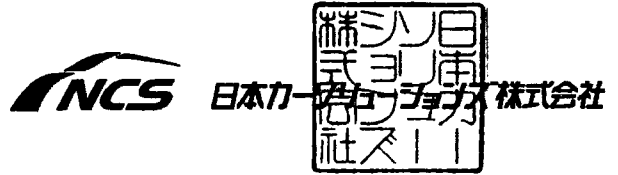
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和7年4月7日~令和 年 月 日	金額	25,423 円

目的	——
使途	——
政務活動・ 県政との 関連性	——
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720 円) からカーナビ・ドライブレコーダー等の対象外経費を除いた 50,847 円の 1/2 相当額を充当する。</p> <p>(4年9月 整理番号 9-5 参照)</p> <p>1125-04-07 200 *60,720 トウキヨウセツチリ- (カ </p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	50,847 円	1/2	25,423 円
		%	

登録番号： T8010401059346



四本康久 様

〒 420-0853
静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル 6F



K015A0001002YA001002

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当

2025年 3月 17日

口座振替通知書

請求書No. [Redacted]
請求先コード [Redacted]

今回御請求額		お支払期日	お支払方法
	¥60,720	2025年 4月 7日	口座振替
内リース料等	55,200		
内消費税等	5,520		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ： 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考	
[Redacted]	220621	35	48	リース料 7/4分 [Redacted]	60720	5520	100		
				リース 消費税 10% 計	60720	5520			
				税率別計 消費税 10% 計	60720	5520			
仕入控除にはお支払明細書又はご利用明細をご覧ください。					ページ小計-->	60720	5520	55200 (税抜)	

請求件数 1件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通信欄

参考

整理番号

9-5

支出証拠書

8/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (6~8月分)		
年月日	令和4年8月5日~	年月日	金額 76,270円

目的	政務活動に使用する自動車のリース		
使途	(6~8月分) リース料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720円) から カーナビ、ドライブレコーダー等 対象外経費を除いた 50,847円の 1/2相当額を充当する。</p> <p style="text-align: right;">*182,160 トヨタヨコハマリース(カ)</p> <p style="text-align: right;">左の3ヶ月分(6~8A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額リース料 60,720円 (税込) 182,160円 ・ 対象外付属品を 除いたリース料月額 50,847円 (税込) 152,541円 ・ 1/2 案分 $152,541円 \times \frac{1}{2} = 76,270円$ 			

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	152,541円	1/2 %	

自動車リース契約書

賃貸人使用欄(検印)		

四本康久 様
賃借人(甲)

住所

氏名 四本康久

賃貸人(乙)

契約番号
2022年2月25日

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

日本カーソリューションズ株式会社

代表取締役社長 高島俊史

連帯保証人

住所

氏名

(丙) 日本カーソリューションズ株式会社 代理店

極度額	円
-----	---

連帯保証人

住所

氏名

極度額	円
-----	---

静岡県富士宮市弓沢町487番地

株式会社ジェミニオート富士宮

代表取締役 山本 裕

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、乙が乙所定の「重要事項説明書」にて、リース契約の内容及びリース料総額等を説明し、甲がこれに確認・同意のうえ本契約書にて次のとおり自動車リース契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約は基本約定期が、又メンテナンスリース契約は基本約定期の他メンテナンス約定期が適用されます。本契約の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記(署)名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定期

(本契約の目的)

第1条 乙は、甲の申込みにより、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載の売主(以下「売主」という。)からリース自動車(以下「自動車」という。)を購入し、本契約に定める条件で甲にリースし、甲はこれを借受けます。

2. 本契約は、甲が希望する品質、種類、数量(規格、仕様、性能その他甲が必要とする一切の事項を含む。以下総称して「自動車の品質等」という。)を有した自動車を甲が選択又は決定し、自らが個人用・家庭用として使用することを目的とします。

(リース期間)

第2条 リース期間は表(4)記載の通りとし、開始日は自動車検査証、軽自動車届出済証、探検交付証明書等(以下総称して「自動車検査証等」という。)の使用者を甲とし、所有者を乙として自動車を登録した日から起算します。

2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。又、甲にリースする自動車が四輪の場合、特定回収法により、クーリングオフはできません。但し、基本約定期第7条第7項に該当する場合、甲は本契約を解除できるものとします。

(リース料)

第3条 甲は、表(6)記載のリース料を表(7)記載の通り乙に支払うものとします。

2. 表(6)記載の総額リース料は、自動車及び付属品等の調達費用、リース期間中に発生する表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含み、又、本契約書、見積書等に記載し、若しくは電磁的方法により甲乙間で確認したリース期間中に予想される甲の自動車の走行距離や用途等(但し、記載場所を問わず、以下総称して「甲の自動車の使用条件」という。)から算出したものです。

3. 表(6)記載の月額リース料は、総額リース料をリース期間中分割して支払うものであり、甲がリース期間中、自動車を借用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることはできません。

(再リース又は買取り)

第4条 甲がリース期間満了の3ヶ月前までに乙に対し書面で再リース又は買取りを申込み、甲がリース期間満了時に乙に対するリース料を支払いその他甲乙間の契約にかかわる債務不履行がなく、甲が乙所定の与借基準を満たした場合、甲乙間で次の通り契約を締結できるものとします。

(1) 再リース契約(以下「再リース契約」という。)は、乙所定の見積書にて再リース契約の契約条件及び再リース料総額等を確認のうえ、乙所定の書面にて再リース契約を締結できるものとします。

(2) 買取りの場合、第20条の規定に基づき甲乙間で乙所定の売買契約書で売買契約を締結できるものとします。

(犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)

第5条 本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)の適用がある場合、甲は、犯収法に基づく取引時確認に直ちにに応じます。甲がこれに応じない場合、乙は犯収法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、又、甲に対し何等の責任を負わないものとします。

(自動車の引渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地(保管場所)とし、自動車は売主から直接甲に引渡します。この場合、甲は、事前に売主と納車日及び納車時間帯(以下総称して「納車日」という。)を決定し、これを乙に通知します。

又、甲は、納車日に売主から自動車メーカーが定める自動車の取扱説明や先進安全技術の操作方法等の説明を受けるものとします。

2. 乙は、自動車の登録後速やかに甲に対し納車確認書を送付します。但し、甲に対し借受証(以下「借受証」という。)の交付を要求する場合は除きます。

3. 自動車の納入後、甲は、遅滞なく自らを選択又は決定した自動車であること、自動車の品質等が本契約書、見積書等の内容(以下総称して「本契約の内容」という。)に適合することを検査し、これが確認できたときに乙から甲に対する自動車の引渡しは完了します。なお、乙から要求があったときは、甲は、引渡完了後直ちに借受証に記(署)名捺印してこれを乙に交付します。

4. 前項の検査の結果、自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、又は納車確認書の受領日、若しくは借受証の交付を要求された日から14日までに自動車が納車されない場合、甲は、契約不適合の内容又は未納車であることを書面にて乙に通知のうえ、第7条第3項の規定に基づき、直接売主から修補を受け、売主との間でこれを解決します。

5. 甲から乙に対し前項の通知がない場合、自動車は契約不適合がなく完全な状態で乙から

甲に引渡されたものとします。

6. 甲が不当に自動車の引渡しを受けることを遅らせたり拒んだとき、若しくは甲の責に帰すべき事由により売主が自動車を引渡すことができず、乙又は売主が5日の期間を定めて引渡しを受けることを口頭、書面又は電磁的方法にて催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないときは、甲は、第15条第1項第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の品質等の不適合等)
第7条 乙は、売主と締結した自動車の売買契約にて自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、その一切の責任を売主が負担することと約定しているため、乙は自動車の品質等にかかわる担保責任を負わず、売主がその全ての責任を負担します。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由により、自動車の全部若しくは一部の引渡しが遅延し、又は不能となった場合、その他自動車の選択又は決定に際して、甲に錯誤があった場合、乙は、一切その責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は、自動車の品質等にかかわる担保責任が甲の責に帰する場合を除き、直接売主に対し、自動車の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる追完を請求(以下「履行の追完請求」という。)するものとします。又、自動車の引渡遅延等により甲に損害が生じた場合、甲は、直接売主に対し損害賠償請求を行い、売主との間で解決します。但し、売主に対し代金減額請求ができず、又、履行の追完方法は乙が選択するものとします。

4. 前条の履行の追完は、自動車の引渡完了日から1年以内に限り請求できるものとします。但し、売主又は自動車メーカーの保証書の定めがある場合は、それが優先適用されるものとします。

5. 乙は、本条に定める甲の売主に対する権利行使に乙が必要と認める範囲内において協力します。この場合でも、甲は乙に対するリース料の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

6. 甲が売主に対し、履行の追完請求を行ったにもかかわらず売主がこれを一切履行しない場合、又は自動車の品質等が本契約の内容に適合せず、甲が本契約を締結した目的を達することができない場合、その他権利行使のために乙の売主に対する請求の譲渡を受ける必要が生じた場合は、甲は乙に対し、具体的な内容を明示した書面による通知をし、乙と十分協議します。

7. 前項の協議の結果、自動車の品質等の不適合が甲の責に帰すべき事由による場合、又は売主が一部履行した場合、若しくは乙又は売主の不履行が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙又は売主の責に帰することができない事由によるものである場合を除き、甲は、本契約を解除できるものとします。

8. 本条の定めにより本契約を解除する場合、甲は乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を請求できず、乙は甲に対し、本契約の解除に伴う損害金等を請求できないものとします。

9. 甲が、本契約の目的物として初度登録又は検査された自動車(以下「中古自動車」という。)を選択する場合、一般社団法人自動車公正取引協議会が定める公正競争規約等に基づき、甲は、自動車から直接中古自動車の状態及び保証書の有無を確認し、自らの判断で決定し、現状有姿にて乙から借受けるものとします。また、中古自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、甲は本条第3項の規定に基づき直接売主との間で解決します。

(自動車の使用、管理)
第8条 甲は、自動車が納車されてからその返還まで、法令に基づき日常点検整備の実施、走行に適合した状態であることを確認等、善良な管理者の注意をもって保管場所に保管し、法令順守で安全に運転し使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な法令に基づく定期点検整備、部品・付属品の取替え、安全な運行のために新たに必要とされる装置等の購入・取付、自動車の損傷時の修補、修理等をその責任で実施すると共にそれらの費用をリース料とは別に負担します。この場合、甲は乙に対し、それらの費用の償還等を請求することはできません。

3. 甲は、住所、自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は乙の承諾を得て自動車の用途その他自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令に基づき速やかに自動車検査証記入申請等の手続きを甲の責任と負担で行います。又、変更登録が必要な場合、甲は、乙が実施する変更登録手続きに協力し、その変更登録に係る費用を負担します。

4. 乙は、自動車の修理又は点検整備等をなす場合、甲に対し代車の提供及び休業補償は何等の責任に任じないものとします。

5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立入りや説明資料の提供等の申入れがあったとき、又は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、正当な理由がある場合を除

き、直ちにこれに応じます。
(第三者に対する損害賠償)

第9条 甲は、自動車の保管、若しくは使用に起因する人的・物的損害について、その損害が甲の過失によるものか否かを問わず、自ら賠償の責めを負い、法令等に従い事件解決をはかります。

2. 前項の場合、乙が第三者に対し賠償金等を支払ったときは、甲は、乙が支払った一切の金額を乙からの請求により乙に支払われなければならないものとします。
(自動車損害)

第10条 甲は、自動車の納車日から乙へ自動車を選送するまでに天災地変や盗難その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により自動車に損失、紛失又は使用できない期間が生じた場合(天災地変等を原因とする自動車の保守点検や修理等使用不能の期間を含む)、直ちに乙に書面です旨を通知すると共に、その原因の如何を問わず、次の各号の通り、甲が損害を負担します。

- (1) 自動車の一部損失で修復が可能な場合、甲はその責任と負担で自動車を完全な状態に修復又は復元します。この場合、甲は乙に対し、リース料の支払いを拒むことができず、又自動車の修補、代替物の引渡し、リース料の減額、休業補償及び損害賠償等を請求できません。又、甲は本契約の目的を達成することができない場合でも、本契約を解除することはできません。
- (2) 自動車の一部又は全部に損失が生じ修復が不可能な場合又は法律の改廃制定により自動車を使用できない場合、甲は、損害賠償金として表(1)記載の規定損害金とリース期間満了時における設定残価及び自動車リース料法で規定されるリース料金相対額との合計額から、リース料に含まれる表(9)記載の諸費用のうちが甲に返還可能な未発生費用を控除した金額(以下「損害賠償金」という。)を直ちに現金で乙に支払い、その支払完了と同時に本契約は終了します。
- (3) 自動車に盗難が生じた場合、甲はその責任と負担で直ちに前号の警察署に盗難届を提出し、警察署から出された受理番号を乙に通知します。又、甲は、乙と協力して自動車の抹消登録を行うと共に前号の損害賠償金を直ちに現金で乙に支払い、自動車の抹消登録及び損害賠償金の支払完了と同時に本契約は終了します。

(保険)

第11条 リース料自動車損害賠償責任保険(以下「賠償責任保険」という。)の保険料を含む場合、乙が賠償責任を負付し、又、リース料に保険料を含まない場合、甲が、リース料とは別に賠償責任を負付して賠償責任を負付し、リース期間中これを継続します。

2. 自動車賠償責任(以下「任意保険」という。)は、甲がリース料とは別に賠償責任を負付してこれを付し、リース期間中継続します。この場合、車両保険の被保険者は乙とし、保険金額は乙が定める以上の付保可能な限度内での甲の希望する保険金額とします。
3. 前項の規定にかかわらず、リース料に任意保険の保険料を含む場合、乙が表(10)記載の任意保険を付保します。この場合、甲の申出により乙が保険会社と任意保険の更新手続きを行うものとし、この変更により任意保険に差額が生じたときは、甲は乙からの請求が甲が次第に差額金を乙に支払います。
4. 甲が本条に基づき賠償責任又は任意保険を付保する場合、当該保険証券又はその写しを速やかに乙に提出します。
5. 任意保険で補填されない天災地変や甲の故意又は重大な過失等保険約款の免責条項に起因する損害や自動車賠償責任保険が定められている場合、その免責額は甲が負担します。
6. 賠償事故が発生した場合、甲はその責任と負担で、自ら又は自動車の運転者をして直ちに事故現場における危険防止措置や負傷者の救済措置を講じ、最寄りの警察署に届出をします。又、保険会社及び乙に事故の発生日時、内容等を速やかに書面等で通知し、保険金受取りに必要な全ての書類を速滞なく整え保険金の請求受領を乙の指示に従って行います。なお、甲は賠償事故発生時に第三者との間で乙に不利な取決め(承諾)をしていないものとします。
7. 乙が保険会社から自動車の損失にかかわる保険金の支払いを受けない場合、次の各号の通りとします。

- (1) 自動車の修復が可能な場合、甲が前条第(1)号の規定に従い自動車を修繕・修復した場合に限り、乙が受け取った保険金を限度として、その費用相当額を甲に支払います。
- (2) 自動車に毀滅し又は毀損して修理、修復不能の場合、甲は、乙が受け取った保険金を限度として、前条第(2)号の支払いを免れます。
8. 賠償責任及び任意保険により補填されない損害は、基本約定第9条に基づき甲が全て負担します。
9. その他保険に関する取り決めは、保険会社の約款・取扱規定に従います。

(禁止行為)

第12条 甲は、次の各号の行為をすることができません。

- (1) 第三者へ自動車の譲渡、担保差入れ等、乙の所有権を侵害する行為をすること。
 - (2) 自動車を酷使し、レース・ラリーその他一般に自動車が行き止まりでない場所や本来の用途に反して使用したり、個人用・家庭用として使用する場でも通常の範囲を超えて使用すること。また、国外に持ち出すこと。
 - (3) 積載量、定員、速度等自動車に定められた限度を超えて使用すること。
 - (4) 本条に基づき甲の権利又は甲の契約者たる地位を第三者に譲渡すること。
 - (5) 法令の改廃制定により自動車を使用することができなくなったときや自動車の使用制限命令を受けたときに自動車を使用すること。
 - (6) 甲自ら又は第三者を利用して、乙に対し、脅迫的、暴力的な言動又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (7) 甲は、乙の書面による承諾なしに、次の各号の行為をすることができません。
- (1) 自動車を転貸する等第三者に使用させること。
 - (2) 第8条第2項の場合を除き、自動車にカーナビゲーションシステム、ドライブレコーダーその他機器及びオーディオシステム、S・Dカード等の記録媒体等(以下これらを総称して「機器等」という。)を設置又はその一部を除去若しくは交換し、その他自動車の加工、機構替え等によりその原状を変更すること又は自動車の品質等を変更すること。
 - (3) 自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途や保管場所を変更すること。
 - (4) 本契約に基づき甲の契約者たる地位を第三者に引受けさせること。
3. 前項第(2)号の規定に基づき、甲が機器等を設置したことにより自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、甲は一切責任を負わず、甲、その責任と負担で解決するものとします。
 4. 乙は、その対比により甲が付属させた機器等の所有権を無償で取得することができず、但し、機器・記録媒体等に個人情報が記録されている場合、甲は、第17条第1項の規定に従い、全てのデータを消去するものとします。

(通知義務)

第13条 甲及び連帯保証人は、次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、直ちにその旨を乙に書面で通知します。

- (1) 住所、氏名、勤務先、職業、収刑法に基づき乙に申告した事項その他重要な変更が生じたとき。
- (2) 第14条第1項各号に定める事由の一つでも生じ又は生じるおそれがあるとき。
- (3) 自動車につき盗難、滅失、紛失、損害、故障その他事故が発生したとき。
- (4) 自動車につき第三者が仮差押、仮処分若しくは強制執行をなす又はその占有を侵害するなど、自動車に対する乙の権利が侵害され又はそのおそれがあるとき。
- (5) 自動車自体又はその保管若しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が発生したとき。
- (6) 公安委員会から自動車の使用制限命令を受けたとき、又は道路交通法に定められる自動車検査証の返付拒否の対象となったとき、若しくは公安委員会に免許の拒否等がされたとき。
- (7) 甲又は法人でない連帯保証人が、家庭裁判所の審判により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等を受けたとき、任意後見監督人が選任されたとき、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けたとき、任意後見監督人が選任されているとき、又は甲が自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。

(期間の利益の喪失)

第14条 甲又は連帯保証人に次の各号の一つにても該当したときは、乙から通知催告等がなくとも甲は残存するリース料全額その他甲乙に対する一切の債務(以下「期間の利益」という。)を当然に失い、直ちにこれを全額支払います。

- (1) 甲の乙に対する債務の一つでも支払いを怠り、二十日以上相当の期間を定めた書面又は電匯的方法による乙の催告に対し、期限内に債務の支払いをしないとき。但し、本契約が甲にとって商行為である場合、甲の乙に対する債務の一つでも期限内に支払われないとき。
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の中立又は破産、民事再生その他これらに類する手続開始の申立があったとき。
- (3) 租税公課を滞納して督促又は保全差押を受けたとき。
- (4) 営業の譲渡や廃止をし、又は解散したとき。監督官庁から営業の停止、営業免許又は営業登録の取消等の処分があったとき、その他本契約に基づく債務の履行が困難になる事実が発生したとき。
- (5) 死亡したとき又は逃亡、失踪又は刑事上の訴訟を受けたとき。
- (6) 手形又は小切手を一回でも不渡りしたとき、又は貸渡、信用等が著しく悪化したと認められる相当の事由があるとき。
- (7) 甲の債権に帰すべき事由で乙に甲の所在が不明となったとき、又は貸渡、信用等が著しく悪化したと認められる相当の事由があるとき。

(8) その他本契約に違反し相当の期間を定めてその解消を催告したにもかかわらず、解消されないとき。

2. 前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙が自動車の保金のために甲にその返還を請求したときは、甲は直ちにこれに応じるものとします。
(契約の解除)

第15条 乙は、甲又は連帯保証人に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、甲又は連帯保証人の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、乙は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができます。但し、民法第542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合、乙は、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 前条第1項各号に定める事由の一つでも生じたとき。
- (2) 甲が不当に自動車の引取りの遅延又は拒絶をしたとき。
- (3) 自動車で不適切な保存行為をせず、乙が5日の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、この期間内に甲が応じないとき。
- (4) 甲が、第13条第(7)号に該当し、自動車の運転その他本契約の継続が困難であると認められるとき、但し、成年後見人、保佐人又は補助人又は乙に対し、甲の後見開始等の審判を受けたときから5営業日以内に書面で、甲が自動車の運転や本契約の継続が可能であることを通知し、証明したときは除きます。
- (5) 第13条第1項又は第2項で表明保証し、又は確約した事項のいずれかに違反することが判明したとき。

(6) 本契約に定める各条項の一つにても違反し、又は信頼関係を損なう義務違反をしたとき。但し、その違反が解消可能なものである場合は、乙がその違反を認識した日から5日間経過してその解消されないときに限ります。

2. 前項により本契約が解除されたときは、乙は、甲乙間の全ての契約を同時に解除することができます。この解除により発生する損害は全て甲が負担するものとします。
(契約解除の効果)

第16条 前条により本契約が解除された場合、甲は表(11)記載の規定損害金を直ちに現金で乙に支払います。

2. 本契約の解除が自動車の引渡完了前になされ、乙に売主に支払うべき違約金又は損害賠償金が生じたときは、甲はこれを直ちに現金で乙に支払います。

3. 第15条第1項第(5)号による契約解除により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は、一切の責を負いません。又、乙は、本契約の解除により生じた一切の損害(合理的な弁護士費用を含む。)の賠償を甲及び連帯保証人に請求できるものとします。
(自動車の返還)

第17条 本契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したとき、又は乙から自動車返還請求があったときは、甲は、第12条第4項の規定により乙が取得した機器・記録媒体等を除き、直ちに甲の責任と負担で自動車を原状回復(以下「原状回復」という。)したうえで(公安委員会による運転禁止標章の貼付があるときは、これを除去し手続を完了したうえで)、乙の指定する日時・場所において乙が自動車、自動車の運搬、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を返還します。但し、第4条の規定により原状回復で再リース契約又は売買契約を締結するときは除きます。なお、本契約における原状回復とは、自動車の使用・保管により発生した自動車の価値の減少の甲の故意、過失、善悪注意義務違反その他通常の使用を超えるような損耗・毀損を復旧することをいい、又自動車に設置した機器等に記録されている情報の消去(以下「データの消去」という。)や自動車内の残置物の除去を含みます。

2. 甲は、乙に対する自動車の返還を完了するまで善良な管理者の注意をもって自動車を保管します。なお、自動車の運搬等その返還に要する費用は、甲が負担するものとします。本条第1項の規定にかかわらず、乙に返還された自動車に原状回復していない場合、又は改造・機構替え等による価値の減少があった場合は、甲は乙にその損害を賠償します。又、甲乙間でリース料の算出根拠とした甲の自動車の使用条件を甲が著しく超過して自動車を使用したことが確認できた場合、乙は、自動車の減価相当額を甲に請求できるものとします。

4. 本条第1項のデータの消去は、甲の責任と負担で行うものとし、乙は、データの消去につき一切責任を負わず、自動車の返還後又は引揚後に登録情報も消滅したとしても、甲の責任と負担で解決するものとします。

5. 乙は、返還された自動車に機器等や残置物(以下併せて「残置物等」という。)がある場合、甲は、それらの所有権を放棄し、乙に対し残置物等の取扱いを請求できないものとし、又、乙が任意の方法で残置物等を処分することにつき異議を述べません。なお、残置物等の処分費用は甲の負担とします。

6. 甲が返還された自動車及び残置物等を廃棄処分する場合、本契約締結時に履行されていない法令等にかかわる費用等が発生したときは、乙は、甲に当該費用の全部の負担を求めることができます。

7. 甲が乙に対する自動車の返還を怠ったときは、乙は、自ら又は第三者に委託して自動車を回収することができるものとします。また、自動車を第三者の占有下にある場合、乙がその回収に際し、甲の当該第三者に対する債務を立替支払って自動車を回収した場合、甲はその立替金を直ちに現金で乙に支払います。なお、自動車の回収にかかわる諸費用は甲の負担とします。

8. 甲は、乙に対する自動車の返還が遅れた場合、遅延完了までの遅延日数に応じ、リース料相当額の賠償金を乙に支払うほか、本契約の引続き負担するものとします。甲が乙に自動車の返還をしない場合、又は不可能な場合、甲は、表(11)記載の規定損害金とリース期間満了時における自動車の設定残価及びリース料金相対額との合計額を直ちに現金で乙に支払います。なお、自動車の盗難により返還不能の場合は、第10条第(3)号が適用されるものとします。

(リース期間満了時の設定残価の清算)

第18条 本契約が期間満了により終了し、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

(1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残価は表(8)記載の設定残価とし、本契約が期間満了かつ自動車につき、再リース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を他に譲渡処分した金額(以下「処分価額」という。)又は一般財団法人日本自動車査定協会その他公正な機関の評価に基づき評価額(以下「評価額」という。)から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残価を設定残価とし、当該残価が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残価が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税率に基づく消費税が別途加ります。

(2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価は行わないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の精算は除きます。
(契約解除時の設定残価の清算)

第19条 第15条第1項各号により本契約が解除され乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

(1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残価を表(8)記載の設定残価と対比し、当該残価が設定残価を超えるときは、その超過額を表(11)記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残価が設定残価に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税率に基づく消費税等が別途加ります。

(2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残価の清算は原則行わないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の精算は除きます。
(自動車の買取り)

第20条 甲が自動車の買取りを希望し第4条第(2)号の規定により書面にて乙に申入れ、甲が乙の審査基準を満たした場合、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないこと並びに本契約とは別に甲乙間の契約がある場合、当該契約において甲の乙に対する債務の履行が保証されていないことを条件に、甲が当該自動車(以下「リースアップ車」という。)を買取りすることができるものとします。この場合、本条に定める条件の乙が乙の売買契約書に定める条件でリースアップ車につき売買契約を締結するものとします。

2. 前項の売買契約におけるリースアップ車の販売価格は、表(8)記載の設定残価相当額とし、リースアップ車の売買代金(以下「売買代金」という。)は、この販売価格とこれに対する買取り時の消費税率に基づく消費税等及び再買取化預託金等(リース料金相対額)の合計額とします。

3. 前項の売買代金等とは別にリースアップ車の運搬等に要する費用(請負報酬を含む。)を売買契約や所有権移転にかかる公租公課等(リース料金相対額や再度課税される場合の原状回復費用を含む。)使用の本拠地の変更に伴う手数料、所有権移転にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済の場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。

4. 前項の売買代金等の支払時にリースアップ車が存在する場合、乙から甲へのリースアップ車の引渡しは、前項の売買代金等の支払いその他本契約に基づく債務の支払が完了したときにリースアップ車の所在場所において現貨所有のまま甲の引渡しの方法により行うものとし、この引渡しと同時にリースアップ車の所有権は乙から甲に移転します。但し、

リースアップ車の所有権移転登記は、甲が甲の責任と負担で直ちに行うものとし、

5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用・保管し、道路運送車両法に基づき点検等を行ったことから、リースアップ車の品質等が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

(返還保証金)
第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、又乙が甲の立ての費用を立替した場合は立替金の取戻を怠ったときは立替日から、いずれも完全に返還するまで、支払すべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による返還保証金を乙に支払います。

(公租公課)
第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正、公租公課の変更等、保険料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という)は、甲の負担とします。表記の消費税等は本契約成立日現在の税率により計算したものであり、当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率により計算した消費税等を乙に支払います。

3. 本条1項に該当する乙の負担の費用を除き、所有、保管、使用(自動車に設置された機器等)に関するものを含む。及び本契約に基づく取引に課税され又は課税されることのある公租公課等(以下総称して「公租公課等」という)の全ての諸費用は右条人の如く甲にかかわらず甲が負担します。

4. 甲は、前項の公租公課等の何れかを乙が取るようになったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにリース料とは別に乙に支払います。

(費用負担)
第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とします。

2. 乙が本契約に関し、本来の権利を守り善くし又は回復するため又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は乙が負担した自動車の撤出費用(搬送費用を含む)、弁済報酬その他の費用を乙に支払います。

3. 法令等の改正等により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとし、

(乙の権利の移転等)
第24条 乙は、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができるが、甲はこれを承認し、

2. 甲が乙の承諾を得て自動車を転売したときは、乙は、甲の転売先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、甲の転売先からリース料等を受領したときは、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。

(相済の禁止)
第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相済することはできません。

(報告の義務等)
第26条 甲及び連帯保証人は、乙の請求によりその勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(弁済の充当)
第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、甲が適当と認める時、順序及び方法により充当することを、甲はその充当に対して異議を述べません。

(連帯保証人)
第28条 連帯保証人は、本契約の各事項を承認し、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「本件債務」という)につき、甲の委託を受け、甲に連帯して債務履行の責を負うものとし、本契約の終了後、甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結する場合も同様とします。但し、法人でない連帯保証人の責任は、本契約中に記載する償還額を限度とします。また、連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て有効に連帯保証したものであることを承認します。

2. 乙が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生じるものとします。

3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。また、連帯保証人が保証債務を履行した後に代位によって乙から取得した権利は、甲乙間の契約が終了し甲の乙に対する債務の全てが弁済され、書面による乙の承諾がなければ乙の権利に代位しません。

4. 甲が自動車を主として個人用、家庭用に使用する場合でも、従って甲の事業に自動車を使用するなど本件債務の範囲に甲の事業のために負担する債務が含まれ、かつ連帯保証人が法人でないときは、甲は本日現在、保証を委託する連帯保証人に民法第465条の1第1項各号に定める情報(①甲の財産や収入の状況、②本件債務以外に負担している甲の債務の有無並びにその額及び履行状況、③本件債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及び内容)を全て提供済みであり、提供した情報が真実、正確であり不足がないことを乙に対して表明及び保証します。また、当該連帯保証人は、甲から保証の委託を受けるにあたり、本契約締結日現在、甲から全ての情報提供を受け、これを十分に理解しうるべき連帯保証人となることを乙に対し表明及び保証します。

5. 連帯保証人から請求があった場合、乙又は丙は、連帯保証人に対し遅滞なく、民法第458条の2に基づき本件債務の支払状況、規定損害金その他本契約から生じる甲の債務に就する全てのものについて不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているもの等の額に関する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙又は丙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

6. 甲は、乙又は乙の代理人である丙が民法第458条の2又は第458条の3の規定に基づき、乙の委託を受けて連帯保証人に対し情報提供を行うことを承認し、当該情報提供に関し異議を述べないものとします。

7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面でも通知すると共に、乙の与信基準を満たす新たな連帯保証人に保証委託するものとします。

(通知の効力)
第29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知を必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り本契約書の住所及び氏名欄の記載に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠った場合、甲又は連帯保証人が不明になったため、乙からなされた書面による通知が延滞又は到達しなかった場合、又は甲又は連帯保証人がその内容を拒知することができたにもかかわらず通知を受領しなかった場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延滞又は到達しなかったことによって生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)
第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行記録事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(合意管轄)
第31条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録に付するものとします。

(個人情報の取扱い)
第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報に係る措置を講ずるうえで必要と認め、保有、利用し、又は乙が本契約の遂行のために業務目的とする丙又は契約代行人、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険やメンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾し、

(1) 甲及び連帯保証人が乙の甲との申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報

(2) 本契約に関する個人情報

(3) 犯罪法に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報

(データ等の取扱い)
第33条 甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会又は一般財団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として活用することを承諾します。

2. 乙が前号又は住所等を変更するに当たり、自動車検査証の記載事項の変更・転載登録等の手続きが必要となった場合、甲はこれに協力します。

3. 甲及び乙は、自動車の管理、保守、安全な運行のため又はリース契約に関わるサービス向上のため、自動車から得られるデータ(メンテナンスやドライブレコーダーに関連するサービスを乙が提供する場合、当該サービスから得られるデータを含む。以下「自動車データ」という)をA1開発を目的として乙が活用することを承諾します。この場合、

自動車データは特定の個人との対応関係を排除し、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を同分類毎に抽出・集計し、傾向又は性質等を数値的に把握する統計データとします。

(代理店)
第34条 乙は、本契約に基づく次の各号の業務を乙の代行業務として丙に行わせることができるものとし、甲はこれを承諾します。

(1) 契約締結業務
(2) 自動車の納車、自動車の預かり、返還自動車の受領
(3) リース料の請求受領業務
(4) 第28条第6項及び第7項に基づき連帯保証人に対する民法第458条の2及び第458条の3に定める情報の提供
(5) その他乙が指示した事項

(反社会的勢力との関係排除)
第35条 甲乙丙及び連帯保証人は、本契約の締結日現在及び将来にわたって、自ら(法人の場合は役員を含む、以下同じ)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等陰謀プロ、特殊犯罪組織、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して認められる関係を有すること。
(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与を認められる関係を有すること。
(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲乙丙及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為。
(2) 法的責任を超えた不当な要求行為。
(3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 甲は、乙の承諾の有無にかかわらず、反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、自動車を転売してはならないものとします。

(特約事項)
第36条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

メンテナンス約定

(リース料)
第1条 表(1)記載のリース料の区分がメンテナンスリース契約の場合は、表(6)記載のリース料は、表(12)において「○」を付したメンテナンスサービス(以下「メンテナンスサービス」という)の諸費用(以下「メンテナンス費用」という)を含みます。このため、甲は基本リース料第8条第2項に定める費用のうち、メンテナンスサービスにかかわる諸費用を負担する必要はありません。

(メンテナンスサービス)
第2条 本契約にメンテナンスサービスが含まれる場合、甲は、リース期間中、表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という)で、メンテナンスサービスを受けるものとします。

2. 前条のメンテナンス費用は、表(12)記載の月間契約走行距離(以下「月間契約走行距離」という)を基準として定められているものとし、本契約の期間満了時の実走行距離の月間平均が月間契約走行距離を超過したときは、乙は甲に対しメンテナンスサービスの追加費用を請求できるものとします。

3. 甲は、メンテナンスサービスを受けるときは、委託工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につき委託工場と協議の上決定します。

4. 甲がやむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合、事前に書面にて乙の承諾を得てこれを行うものとします。

5. 甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けない場合、その事由の如何を問わず、甲は、リース料の減額請求やリース料の支払しその他本契約に基づく乙に対する債務の履行を免れることはできず、又乙に対してメンテナンス費用の償還を請求することはできません。また、乙は、甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けないことにつき何ら責任を負わず、その一切の責任及び費用は甲が負担します。

6. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が一般社団法人日本自動車整備協会連合会又は各都道府県警察に対し、自動車に係る放置違反金滞納の有無を確認すること、又この確認に甲の同意書等が必要ときは、乙の請求後直ちに同意書等に記(等)を印押することと同意します。

7. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切責任を負いません。なお、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に関わる一切の諸費用は甲が負担します。

8. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が、保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することを承諾します。

9. 次の整備、修理等は、メンテナンスサービスの対象外とします。

① 甲の故意又は過失に起因する整備、修理等(甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の整備、修理等を含む)。
② 事故に起因する整備、修理等。
③ 甲が乙の承諾を得ず、他の整備工場等で独自に行った整備、修理等。
④ 法令等の改廃制定、又は官公庁の指示若しくは命令等に起因する整備、修理等(改造及び部品の取付けを含む)。
⑤ 自動車のリコール又は自動車の品質等の不適合に起因する整備、修理等。
⑥ 甲が自動車の取扱説明書及び保証書の記載に従わなかったことに起因して過分に発生する整備、修理等。

(代車)
第3条 乙は、メンテナンスサービスに代車(以下「代車」という)の提供を含む場合、甲がメンテナンスサービスを受けるときに代車が必要であると申出たときは、メンテナンスサービスの提供条件に基づき乙が決定する代車を甲に提供します。但し、提供できる代車は、1500CCクラスの乗用車又はバンに限り、

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、乙は甲に代車を提供できません。

① 走行上の支障のない商所の整備、修理を行う場合。
② 代車提供の申出があったときから24時間以内に完了することが見込まれる整備、修理の場合。
③ 自動車のリコール又は自動車の品質等の不適合に起因する整備、修理の場合。
④ 職務その他代車の手配が著しく困難であると乙が判断した場合所における代車提供の申出があった場合。
⑤ 年末年始、ゴールデンウィークその他繁忙期などで乙が代車を手配することができない場合。

3. 点検・継続検査・一般整備時、及び代車提供特約が付けられている事故修理時の代車提供は、乙が必要と認められた期間まで無償とします。但し、点検、整備、修理等を実施後、甲に返還する自動車と代車との入替時に甲の都合で代車の提供期間を延長する場合、当該延長期間の代車提供は有償となります。

4. 代車に付保されている自動車保険契約の内容は、自動車に付保されている自動車保険契約の内容と異なる場合があり、甲はこれを予め留意なく承諾します。

5. 代車の使用、保管等(これらに起因する第三者との間の紛争及び乙又は第三者に生じた損害賠償等を含む)については、本契約書上「自動車」とあるものを「代車」に被替えて本契約の各条項を適用します。

6. 甲は、代車に関し違法駐車をした場合、自ら反則金を納付すると共に代車のレッカー移動、保管等の手続き及びこれらにかかる一切の費用を負担します。また、甲は、違法駐車により警察が代車を移動した場合、乙の判断により乙又は乙の指定する者が警察から代車を引取ることもあること、その場合、乙が代車内の残置物について一切責任を負わないこと、又代車の取引取りに要する一切の費用が甲が負担し、乙又は乙の指定する者から請求があり次第、直ちにこれを支払うことを承諾します。

(NCS 20200226)

契約主要事項一覧表

7-4-10

契約番号



(1)	契約の区別	ファイナンリース	
リース自動車の表示	車名等	ニッサン 台数 1 台 ノート 2 WD	(9) 自動車税環境性能割 (×) 含まない (軽)自動車税 (○) 全額含む 自動車重量税 (×) 全額含む 自賠責保険料 (○) 全額含む 自動車保険料 (×) 含まない 登録諸費用 (○) 含まない
	型式	1200 X 5ト7 AT 2WD 5 人	
	ミッション	6AA-E13	
	エンジン・排気量	オートマチック 5 ドア ハイブリッド 1,198 CC 定員 5 名	
	車体色	スノーホワイト	
	文字書	無し	
	車台番号	納車確認書記載のとおり	
	登録番号	納車確認書記載のとおり	
	売主	株式会社ジェミニオート富士宮	
	付属品・特別仕様 (エアコン標準)	LEDヘッドランプ+フォグランプ 1 本革調シートカバー 1 トリカバ 1 フロアカーペット・ドアバイザー 1 ナビ・フレーム 1 ETCユニットBMI9S 1 ETCヘッドアップ 1 カメラ変換 1 ナビ取付キット 1 ナビナビリンクRE-07WD 1 バックカメラ FRC100KD 1 トランスミッション Rナビ 運動 1 オイル交換 1	
(3) 使用の本拠地 (保管場所)			
(4) リース期間	48ヶ月	開始日 納車確認書記載のとおり 満了日 納車確認書記載のとおり	(11) 損規 害金定
(5) 前払リース料	無し		
リース料	リース料 1	1 回 ¥55,200 消費税等額 ¥5,520	(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離) (X) 総線車検整備 (X) バッテリー交換 (X) 法定点検整備 (X) エアコン修理 (X) スケジュール点検 (X) バック修理 (X) 故障修理 (X) 乙車両免責額負担 (X) エンジンオイル交換・補充 (X) 代車 (X) 一般消耗品交換 (X) 寒冷地メンテ (X) 油類の交換・補充 (X) 夏タイヤ (X) 冬タイヤ (X) 冬用ホイール (X) タイヤ季節履替
	リース料 2	1 回 ¥55,200 消費税等額 ¥5,520	
	リース料 3	46 回 ¥55,200 消費税等額 ¥5,520	
	総額	¥2,649,600 ¥264,960	
支払方法	リース料 1	リース開始日の属する月の2ヶ月後の5日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	※以下表示なし
	リース料 2	リース開始日の属する月の2ヶ月後の5日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	
	リース料 3	リース開始日の属する月の2ヶ月後より1ヶ月毎、5日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	
(8) 残価清算方式・設定残価	クロス・ト・エンド		
(13) 特約事項			

自動車リース御見積書

7-4-10

2022年 12月 1日
見積No. @N3809-0187-N

四本 康久

様

日本カーソリューションズ(株) 代理店
株式会社 ジェミニオート富士宮
静岡県富士宮市弓沢町487



お引合いをいただきました件、下記の通りお見積り
致します。よろしくお願い申し上げます。

担当営業部・電話

0544-23-5960

車	ニッサン ノート 1200 X 5ドア AT 2WD 5人		ミッション AT 定員 5 人乗 用別 自家用 塗色 スーパーブラック 内装色	
	型式 6AA-E13 排気量 1,198 cc-ハイブリッド(ガソリン+電気) 形状 5ドア ボンネットワゴン			
両 品	付属品	LEDヘッドランプ+フォグランプ ナンバープレート ETCユニットBM19S ETCセットアップ オイル交換	* LEDヘッドランプ+フォグランプ (99,000円) を除外 リース料総額(税込) 2,539,680円 - 99,000円 = 2,440,680円 月額リース料(48回) 50,847円	
	Aのリース代に含まれるのは上記のみ			
リース方式	ファイナンス	台数	1台	リース料(一台当り) 1回あたりの税込額(円) 税抜額(円) 消費税率 回 月額リース料 52,910 48,100 10% 48 * 月額リース料を再計算する。 上記のとおり リース料総額(税込) 2,539,680円
リース期間	4年	(48ヵ月)		
納車予定日	2022年 6月 21日			
納車場所	四本 康久			
支払方法	口座振替 初回お支払予定7月(2回分)			
上記リース料に含まれるもの				
諸 費 用	<input type="checkbox"/> 登録手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車税 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 <input type="checkbox"/> 自賠責保険料 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> 動産保険料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF費用		<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 法定点検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 故障修理 <input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検(ヶ月毎) <input checked="" type="checkbox"/> タイヤ <input checked="" type="checkbox"/> 冬用ホイール <input checked="" type="checkbox"/> タイヤ季節履替 <input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換 <input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイル交換・補充 <input checked="" type="checkbox"/> 油脂類の交換・補充 <input checked="" type="checkbox"/> エアコン修理 <input checked="" type="checkbox"/> 一般消耗品交換 <input checked="" type="checkbox"/> バック修理 <input checked="" type="checkbox"/> 代車 <input checked="" type="checkbox"/> 寒冷地メンテ <input checked="" type="checkbox"/> 装置部メンテナンス	
	自動車 保 険	種類(*****) 危険割増(***%) ノート/ノット 対人 *****万円 料率ｸｽ * 対物 *****万円 (免責 **万円) 料率ｸｽ * 搭傷 1名 *****万円 1事故 *****万円 料率ｸｽ * 人傷 *****万円 車両保険 種類(*****) 免責 **-**万円 料率ｸｽ* 車両保険額 ***万円 付属機械装置名 ***** 付属保険額 ***万円		※月間契約走行距離 2,000km
特記事項	1) 上記リース料の消費税等は、見積り時点での納車予定日を基準に計算したものです。消費税率は、リース原価等、諸条件の変動により変更となる場合があります。また、契約期間中の税率改定に伴う差額はお客様のご負担となります。 2) お申し込みいただいた後、リース契約書に調印することにより、契約が成立するものとします。		*	

見積有効期限

2022年 12月 31日

20221201092011

お支払明細書

四本康久

御中

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のとおりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料となりますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご 契 約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様Noをご利用ください。

Table with contract details: 契約番号, 契約期間 (令和 4年 6月 21日から 令和 8年 6月 20日まで 48ヶ月), 登録番号

Table with customer details: お客様No, お問い合わせ先 (静岡支店), 電話番号 (054-205-2641), 担当者

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

Table for bank transfer details: 引落口座, 金融機関名, 支店名, 種目・口座, 口座振替委託会社

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

Table for bank transfer details: 振込先, 金融機関名, 支店名, 種目・口座

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

Main payment schedule table with columns: 回数, 年月分, 方法, 支払日, 内 訳, お支払金額 (円), 請求回数, 金額 (円), 消費税 (円), 税率, 備 考. Rows 1-36 show monthly payments of 60,720 yen for lease fees.

お支払明細書

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
 さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
 おりお支払いをお願い申し上げます。
 尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
 りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

四本康久

御中

ご 契 約

ファイナンスリース

契約番号	[REDACTED]
契約期間	令和 4年 6月 21日から 令和 8年 6月 20日まで 48 ヶ月
登録番号	[REDACTED]

お問い合わせは、お客様Noをご利用ください。

お客様No	[REDACTED]
お問い合わせ先	静岡支店
電話番号	054-205-2641
担当者	[REDACTED]

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	金融機関名 [REDACTED]
	支店名 [REDACTED]
	種目・口座 [REDACTED]
口座振替委託会社	[REDACTED]

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名 *****
	支店名 *****
	種目・口座 *****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方 法	支 払 日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 内 訳		税 率	備 考
							金額 (円)	消費税(円)		
37	7/ 6	口座振替	7/ 6/ 5	リース料	60720	37/ 48	55200	5520	10%	
38	7/ 7	口座振替	7/ 7/ 5	リース料	60720	38/ 48	55200	5520	10%	
39	7/ 8	口座振替	7/ 8/ 5	リース料	60720	39/ 48	55200	5520	10%	
40	7/ 9	口座振替	7/ 9/ 5	リース料	60720	40/ 48	55200	5520	10%	
41	7/10	口座振替	7/10/ 5	リース料	60720	41/ 48	55200	5520	10%	
42	7/11	口座振替	7/11/ 5	リース料	60720	42/ 48	55200	5520	10%	
43	7/12	口座振替	7/12/ 5	リース料	60720	43/ 48	55200	5520	10%	
44	8/ 1	口座振替	8/ 1/ 5	リース料	60720	44/ 48	55200	5520	10%	
45	8/ 2	口座振替	8/ 2/ 5	リース料	60720	45/ 48	55200	5520	10%	
46	8/ 3	口座振替	8/ 3/ 5	リース料	60720	46/ 48	55200	5520	10%	
47	8/ 4	口座振替	8/ 4/ 5	リース料	60720	47/ 48	55200	5520	10%	
48	8/ 5	口座振替	8/ 5/ 5	リース料	60720	48/ 48	55200	5520	10%	
合計		契 約		契 約 額	2914560		2649600	264960		

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年月日	令和 7 年 4 月 7 日~令和 年 月 日	金額	2,750 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	7 年 4 月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

07-04-07 | 200 | *2,750 | SMBC (ニホ)キヨウイワシ

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,750 円	/	2,750 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月11日～令和 年 月 日	金額	1,060 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



NEXCO中日本
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(白) 新富士
料金所(至) 新静岡
25年 4月11日 9時26分

通行料金 ¥1,060-

(ETC/レジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A59504-118364-820834

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1060 円	100 %	1,060 円

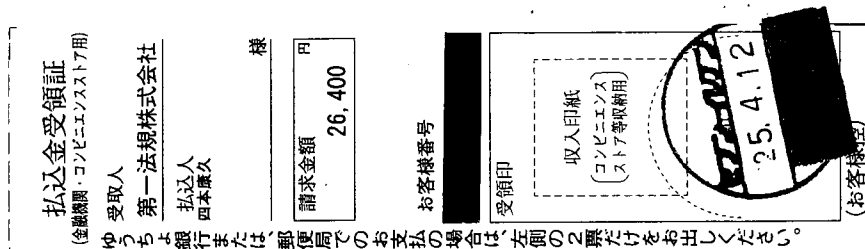
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	議員NAVI PLUS		
年月日	25年4月12日~	年 月 日	金額 26,400円

目的	議員活動に関する情報収集
使途	年会費
政務活動・ 県政との 関連性	施策等の情報を収集し、政策や質問に反映させる。

《領収書貼付枠》



ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払の場合は、左側の2票だけをお出しください。

案分の理由 全政務活動にかかるとある	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	26,400 円	100 %	26,400 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月14日~令和 年 月 日	金額	1060 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<p>Q 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新静岡
料金所(至) 新富士
25年 4月14日 14時17分

通行料金 ¥1,060-

(ETC/クレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A59504-148364-824734 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1060 円	/	1060 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月15日	～令和 年 月 日	金額 2,120円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>	
ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 4月15日 9時22分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A59504-158364-826035 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 4月15日 17時17分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A59504-158364-826837 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,120円	100%	2,120円

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7-4	払込金額	¥7,188	うち消費税等相当額	円 653
ご契約	4 kW	戸数	1	ご使用量kWh	129
ご使用期間	3月10日~ 4月 8日		ご契約変更	月 日	
ご使用約場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お支払期限日	5月 9日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約種別	低圧電力		
お客さま番号	[Redacted]				
お問い合わせ先	0120-995-001(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

日付印不鮮明のため補記
「25.4.15」

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7-4	払込金額	¥6,631	うち消費税等相当額	円 602
ご契約	40 A	戸数	1	ご使用量kWh	190
ご使用期間	3月10日~ 4月 8日		ご契約変更	月 日	
ご使用約場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お支払期限日	5月 9日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約種別	従量電灯 B		
お客さま番号	[Redacted]				
お問い合わせ先	0120-995-001(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	食育ボランティアななくさ会 年会費		
年月日	25年4月17日~	年月日	金額 3,000 円

会の趣旨・目的	地域の自主活動を促進し食生活改善を高め健康維持増進に寄与する。
会の活動内容等	1. 食生活の改善の研修、講演会の開催。 2. 単巻に関する調査研究
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

領収証	
四本 康久 様	2025年 4月 17日
金 3,000円	
但し、令和7年度ななくさ会年会費として上記正に領収いたしました。	
食育ボランティアななくさ会	会長 XXXXXXXXXX (印影省略)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとする	3000 円	100 %	3,000 円

富士宮市食育ボランティアななくさ会 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、富士宮市食育ボランティアななくさ会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を富士宮市保健福祉部健康増進課におく。

(目的)

第3条 本会は、地域の自主活動を促進し食生活改善を高め、健康保持増進に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 食生活の改善の研修ならびに講演会の開催。
2. 栄養に関する調査研究。
3. 地区活動を活発化し、食育の普及、啓発に関する事業。
4. その他本会の目的達成に必要と認める事項。

この事業を推進するために班を編成し班長および副班長をおく。

(会員)

第5条 会員は、富士宮市が実施する食育ボランティア養成講座の修了者及び食生活改善に熱意を持つ者で、この会の目的に賛同し、次条の入会手続きを経て入会した者とする。会員は、本会の活動を個人の政治・宗教・経済活動に利用してはならない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が入会を認める。

(会費)

第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。年会費は総会時に納入し、年度の途中で退会・休会しても返金しない。年度の始めから1年間休会する場合は、年会費の納入は不要とする。

(休会)

第8条 会員は、自身の病気や家庭の事情等により会員としての活動を休止したい場合、休会届を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が休会を認める。年度の始めから休会する場合は、2月末日までに休会届を会長に提出すること。

(退会)

第9条 会員は、退会する場合、退会届を会長に提出し、退会することができる。また会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき。
2. 会費を期日までに納入しないとき。
3. 会員としてふさわしくない言動があり、役員会で退会が相当と決議され、会員本人に通知したとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1～2名
3. 書記
4. 会計
5. 広報
6. 会計監査

会長、副会長は役員会で選出する。

(相談役)

第11条

本会の運営を円滑に行うため顧問および相談役若干名をおくことができる。顧問および相談役は会長の諮問に応ずると共に本会の運営に関し意見を述べる事が出来る。相談役は役員選出の任務を兼ねる。

(任務)

第12条

役員は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括し代表する。
2. 会長は、役員会の議長を務める。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠席のときは副会長のうちから互選により会長の職務を代行する。
4. 書記は、会務（定例会や伝達活動等）を記録する。
・役員会議事録を作成する。
上記議事録は、会長の検印を受け、所定のファイルに保管、管理する。
5. 会計は、会の出納事務を処理し必要な書類や物品等を管理する。
年度初めに収入支出予算を作成し、年度末に収入支出決算報告を作成し会計監査を受け、総会に報告、承認を得る。
6. 広報は、会報の発行や伝達活動に必要な資料の作成等を通じて、会の方針・考え、動き・状況、話題等を会全体に共有化させ、会員の連携、組織の強化を図る。また、会の活動が広く市民に周知されるよう諸活動を記事として市の広報紙やホームページ、新聞社に提供、掲載してもらう等の広報活動を推進する。
7. 会計監査は会の会計監査を行い、その結果を総会に報告、承認を得る。
8. 役員は、会長および副会長と綿密な連絡のもとに事業を推進する。

(役員任期)

第13条

役員任期は2年とする。ただし、同じ役職の再選は3期までとする。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

(会議)

第14条

会議は、総会、役員会および班長連絡会とする。総会および役員会は、各々1/2以上の会員の出席により成立する。総会および役員会の議事は出席の過半数によって決し、可否同数の時には議長が決する。

(総会)

- 第15条 総会は、年に1回開催するものとし、会長が招集する。
 ただし、必要あるときは臨時に開催できるものとする。
 総会の議長は、出席者の中から選出する。
 総会で議決する事項は次のとおりとする。
1. 規約の改正
 2. 役員を選出および承認
 3. 事業報告および事業計画の承認
 4. 収支報告および予算計画の承認
 5. その他総会において必要と認める事項

(役員会)

- 第16条 役員会は、会長が必要の都度、招集する。
 役員会は、本会の事業の運営に関する事項を決議する。

(班長連絡会)

- 第17条 班長は会員の互選により選出する。班長は班長連絡会に出席し、班活動を推進する。
 班長連絡会は、役員と班長（欠席の場合は副班長）で構成し、会長が招集する。
 班長連絡会は、役員会の決議事項の共有化や班からの意見聴取を図るなど本会の事業を円滑に運営するための情報共有化の場とする。

(議事録)

- 第18条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(経費)

- 第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支報告)

- 第20条 会長は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支報告書を作成し、役員会および監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会報)

- 第21条 会報は、必要に応じて発行する。

(付則)

- この会則は平成30年(2018)4月19日から施行する。
 平成31年(2019)4月17日改正
 令和4年(2022)4月20日改正
 令和5年(2023)4月20日改正

(顧問)

- 富士宮市保健福祉部健康増進課長
 静岡県富士健康福祉センター医療健康課長

(相談役)

- 富士宮市食育ボランティアななくさ会役員経験者から選出する。

ななくさ会 内規

1. 会員の研修旅費については実費を会より負担する。
2. 会員が死亡のとき、香典料5,000円とする。
3. 中途加入会員の会費は役員会において協議する。

班	No
1班 6人	1
	2
	3
	4
	5
	6
2班 6人	1
	2
	3
	4
	5
	6
3班 6人	1
	2
	3
	4
	5
	6

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7 年 4 月 22 日	～令和 年 月 日	金額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 Q 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>《領収書貼付枠》</p>	
<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 4月22日 14時49分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A60504-223643-187837 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 4月22日 17時40分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A60504-223643-188538 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>

046

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,120 円	100 %	2,120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請啓活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月23日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p> <h3 style="text-align: center;">利用証明書</h3> <p style="text-align: center;">NEXCO 中日本お客様センター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 4月23日 14時36分</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A60504-233643-189139 確</p> <p style="font-size: small;">※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p> <h3 style="text-align: center;">利用証明書</h3> <p style="text-align: center;">NEXCO 中日本お客様センター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 4月23日 22時 7分</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A60504-233643-189733 確</p> <p style="font-size: small;">※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	/	2120 円
		100 %	



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月24日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(白) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 4月24日 13時43分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A60504-243643-190334 確</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(白) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 4月24日 17時16分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A60504-243643-190730 確</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	/	2120 円
		100 %	



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月25日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(白) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 4月25日 8時52分 <hr/> 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A60504-253643-191331 (確) ※本利川証明書はETC利川照公サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(白) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 4月25日 17時50分 <hr/> 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A60504-253643-191737 (確) ※本利川証明書はETC利川照公サービ スで印字されたものです。
046	046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (静岡・朝日・岳南朝日・富士ニュース・農業新聞) 4 月分		
年 月 日	令和 7 年 4 月 25 日	~ 令和 年 月 日	金 額 12,357 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集																										
使 途	令和7年4月購読料																										
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする																										
<<領収書貼付枠>> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">静岡新聞</td> <td style="width: 10%;">3,300 円</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>朝日新聞</td> <td>4,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岳南朝日新聞</td> <td>977 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富士ニュース</td> <td>980 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業新聞</td> <td>3,100 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>12,357 円</td> <td></td> </tr> </table>				静岡新聞	3,300 円			朝日新聞	4,000 円			岳南朝日新聞	977 円			富士ニュース	980 円			農業新聞	3,100 円			合 計		12,357 円	
静岡新聞	3,300 円																										
朝日新聞	4,000 円																										
岳南朝日新聞	977 円																										
富士ニュース	980 円																										
農業新聞	3,100 円																										
合 計		12,357 円																									
07-04-25 200 *12,357 シンファンタイ																											

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	12,357 円	100%	12,357 円

EneJet トールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2025/04/04(金)18:28

V会員 様

売上レギュラー
021000 ¥4820
26.63L @181.0 L-6 N-16
割引適用(022900)
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥4,820
(10%対象) ¥4,820
内消費税 ¥438
合計 ¥4,820

お預かり ¥10000 お釣 ¥5180
上記にて領収書とさせていただきます

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用Vポイント
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.2900 担当:0001

POS番号01
2025/04/04 釣銭伝票No.9331

おつり引換券

2025/04/04(金)18:28
釣銭金額 ¥5,180
2025/04/04 釣銭番号 9331

2809331051808



EneJet トールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2025/04/10(木)13:04

V会員 様

売上レギュラー
021000 ¥5000
27.32L @183.0 L-2 N-4
割引適用(022900)
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥5,000
(10%対象) ¥5,000
内消費税 ¥455
合計 ¥5,000

お預かり ¥5000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用Vポイント
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.0412 担当:0001

POS番号01
2025/04/10

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/15(火)16:47

V会員 様

売上レギュラー
000260 ¥4000
21.86L @183.0 L-5 N-13

小計 ¥4,000
(10%対象) ¥4,000
内消費税 ¥364
合計 ¥4,000

お預かり ¥10000 お釣 ¥6000
上記にて領収書とさせていただきます

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用Vポイント
利用可能Vポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて
ご確認ください。

毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.7845 担当:0090 昭府町SS
POS番号01
2025/04/15

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/20(日)21:08

V会員 様

先主 様
レギュラー
000260 ¥4910
27.43L @179.0 L-3 N-7

小計 ¥4,910
(10%対象 ¥4,910
内消費税 ¥446)
合計 ¥4,910

お預かり ¥5000 お釣 ¥90
上記にて領収書とさせていただきます

Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P

利用Vポイント P
利用可能Vポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて

ご確認ください。
毎度ありがとうございます。

もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で

スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.1708 担当:0090 昭府町SS
POS番号01
2025/04/20

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
登録番号:T3080001003999
2025/04/25(金)17:18

V会員 様

先主 様
レギュラー
000260 ¥4999
27.77L @180.0 L-3 N-7

小計 ¥4,999
(10%対象 ¥4,999
内消費税 ¥454)
合計 ¥4,999

お預かり ¥10000 お釣 ¥5001
上記にて領収書とさせていただきます

Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P

利用Vポイント P
利用可能Vポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントカードにポ
イントが加算されないことがありま
す。詳細はtsite.jpにて

ご確認ください。
毎度ありがとうございます。

もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で

スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.4576 担当:0090 昭府町SS
POS番号01
2025/04/25



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年4月30日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 4月30日 13時41分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A61504-300902-766135 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 4月30日 19時21分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A61504-300902-766739 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	---

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	/	2120 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版) 4 月分		
年月日	令和 7 年 4 月 30 日~令和 . 年 月 日	金額	4,487 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和 7 年 4 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 4 月分
4,487 円(税込)

(取扱先)
日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日 4/30

署名 [Redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,487 円	100%	4,487 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明・聖教新聞) 4月分		
年月日	令和7年4月30日~令和 年 月 日	金額	4,204円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和7年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

四本 康久様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025年4月分(4/01~4/30)

領収日 4月30日

領収金額 ¥4,204

品名(定価)	部数	金額
聖教新聞※	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名(定価)	部数	金額
公明新聞※	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 4,204円 消費税 311円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

登録番号:T6810809785041

住所 富士宮市上柚野1-2

TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No.



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,204円	/	4,204円
		100%	

令和7年	氏名	支払額	領収印
4月	■■■■■	33000円	■■■■■
	■■■■■	52800円	■■■■■
	■■■■■	26400円	■■■■■
	■■■■■	39600円	■■■■■
	■■■■■	26400円	■■■■■

30時間×1,100円

48時間×1,100円

24時間×1,100円

36時間×1,100円

24時間×1,100円

支出証拠書

6/2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (25年4月分)		
年月日	25年4月1日~	25年4月30日	金額 4,818円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

07-06-02 | 200 |

*10,429 トコト ケイタイ

支払合計額 10,429円...①

除外分 合計 720円 (税込み 792円)...②

- あんしんセキリテ利用料 200円
- ケータイ補償サービス 500円
- あんしん遠隔サポート利用料 400円
- あんしん100%安心サービス割引 -380円

※ 政務活動費請求対象額 = (① - ②) = 9,637

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に利用する案分	9,637 円	1/2 %	4,818 円

内訳項目・金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計) 6,650	6,650	5Gギガホプレミア	3GB超 合算
	6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	18.1G 合算
◇通話料・通信料 (計) 1,808	108	5G・SMS通信料	4月ご利用分 合算
	1,700	かけ放題オプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,023	300	留守番電話サービス利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんパックモバイル割引	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合算
◇消費税等相当額 (計) 948	948	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 10,429	10,429	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	25年1か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	90ptです。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	9,481円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEDをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。